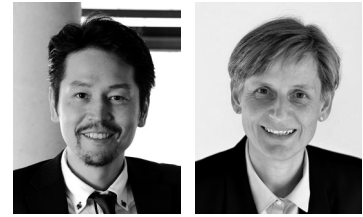


英国の EU 離脱 (Brexit) が欧州単一特許制度に与える影響について

会員・弁護士 野中 啓孝

欧州弁理士・ドイツ弁理士 Bettina Hermann



要 約

2016年6月23日、英国にてEU離脱(Brexit)に関する国民投票が行われ、離脱派が勝利した。これに伴い、英国の批准を発効要件としていた欧州単一特許制度は、当初は2017年前半に発効が見込まれていたが、大きく遅れて2020年頃になることが予想される。現時点では、国民投票は終えたものの、正式なBrexit手続きはまだ始まっておらず、始まったとしても離脱までには問題が山積されている。ただ、Brexit自体は現実的であることから、Brexitを前提として欧州単一特許制度が今後どのような形で成立していくのか、可能性のある4つのシナリオを紹介する。現時点では未だ不透明な点が多いものの、英国を参加国とすることの重要性に鑑みて、何らかの形で英国を含めた欧州単一特許制度の構築に向けて努力がなされるものと予想する。その他、Brexitが現行制度に与える影響についても言及する。

目次

1. 欧州単一特許制度の概要
 - (1) 欧州の現行特許制度
 - ア 欧州各国の国内特許制度
 - イ 欧州特許制度
 - (2) 欧州単一特許制度
 - ア 欧州単一効特許
 - イ 統一特許裁判所
2. 欧州単一特許制度の進行状況
3. 英国の EU 離脱 (Brexit) の影響について
 - (1) Brexit にあたっての今後の手続き
 - (2) Brexit が欧州単一特許制度に与える影響について
 - ア シナリオ 1 (英国抜きの欧州単一特許制度の成立)
 - イ シナリオ 2 (EU 離脱前の英国の批准と統一特許裁判所協定の協議の継続)
 - ウ シナリオ 3 (非 EU 加盟国を参加加盟国とするための協議再開)
 - エ シナリオ 4 (英国による統一特許裁判所への参加)
 - (3) Brexit が現行制度 (欧州特許, 共同体商標, 共同体意匠制度) に与える影響について
 - ア 欧州特許について
 - イ 共同体商標制度, 共同体意匠制度について
4. 最後に

度」の2種類がある。

ア 欧州各国の国内特許制度

「欧州各国の国内特許制度」を利用した特許出願は、欧州各国の国内特許庁に個別に出願し審査を受け、欧州各国の国内で効力を有する国内特許権を取得するというものである。この場合の問題点は、特許権取得手続きの際に膨大なコスト (特に翻訳費用, 各国の代理人費用) がかかってしまう点にある。

イ 欧州特許制度

他方、「欧州特許制度」を利用した欧州特許出願は、欧州特許庁 (EPO) に出願し、欧州特許条約により統一された特許要件に基づいて審査され、登録後に指定国への移行手続き (ヴァリデーション手続き⁽¹⁾) を経て指定国内特許と同等の効力を有するというものである。欧州特許出願は、一つの特許出願手続きで、欧州特許条約締約国である38か国^(2,3)で特許権を取得することを可能とするものである。つまり、「欧州特許制度」を利用した特許出願は、「欧州各国の国内特許制度」を利用した特許出願と比較すると、欧州各国での出願・審査手続きが不要となるというコスト軽減のメリットがある。

しかしながら、「欧州特許制度」にも依然として問題点がある。すなわち、特許出願自体は1つの手続きで済むものの、権利付与後は、あくまで各国独立の特許権の集まり⁽⁴⁾であり、単一の欧州特許というものが存

1. 欧州単一特許制度の概要

(1) 欧州の現行特許制度

現在、欧州で特許権を取得したい場合に利用する特許制度は、「欧州各国の国内特許制度」と「欧州特許制

在する訳ではない。従って、主に特許権付与後の翻訳^(5,6)・設定登録・維持管理・権利行使⁽⁷⁾のコストの問題は依然として解消していなかった。このため、欧州特許は平均して4~5か国⁽⁸⁾でしか設定登録されているにすぎなかった。

(2) 欧州単一特許制度

そこで現在進められているのが、上記既存の「欧州各国の国内特許制度」及び「欧州特許制度」と併存可能で、かつ上記「欧州特許制度」の問題点を解消することを目指す、新しい欧州特許制度の枠組み⁽⁹⁾である。その中身は、欧州単一効特許 (Unitary Patent) と統一特許裁判所 (Unified Patent Court) である (以下、これらを併せて単に「欧州単一特許制度」と称する。)

ア 欧州単一効特許

欧州単一効特許は、欧州特許と異なり、全ての批准国内で、同一クレームによる単一の特許権となる⁽¹⁰⁾。

欧州単一効特許の取得手続きは、欧州特許と同様に、EPO に出願・審査手続きをすることによる⁽¹¹⁾。その後、欧州単一効特許の取得を希望する場合には、特許の登録から1カ月以内にEPOに単一効の請求⁽¹²⁾をする必要がある。翻訳については、クレームの翻訳は欧州特許同様に必要であるものの、それ以外は原則として不要である⁽¹³⁾。EPOに単一効の請求をしなかった場合は、従来の欧州特許として扱われることになる。つまり、途中まで欧州特許と同じ手続きを進めていき、特許の登録後に、従来の欧州特許か単一効特許かの選択をすることになる。ただし、単一効特許を選択した場合であっても、欧州単一特許制度の批准国でない欧州特許条約締約国については、従来の欧州特許と同様に、ヴァリデーション手続きによって各指定国内で特許権を取得することが可能である。なお、一度どちらかを選択すると、後にそれを変更することはできない。

イ 統一特許裁判所

欧州単一特許が創設された場合には、その侵害性と有効性を判断する責任と権能をもつ裁判所も同時に創設されなければならない。それが統一特許裁判所である。欧州単一効特許の侵害があった場合、権利者は、統一特許裁判所に対して、差止命令、損害賠償命令、

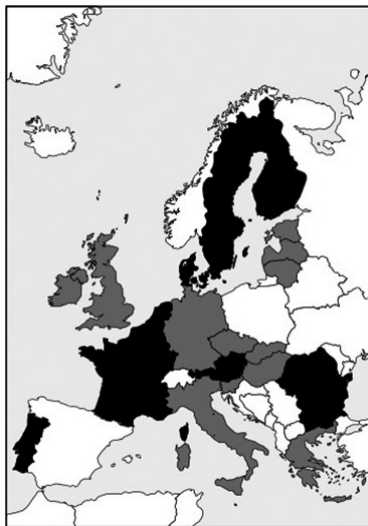
侵害品の廃棄など⁽¹⁴⁾の救済措置を求めて提訴することができる。統一特許裁判所は、侵害訴訟だけでなく、特許取消訴訟、非侵害の確認訴訟に対しても専属管轄を有する⁽¹⁵⁾。そしてその判決は、全ての参加加盟国において効力を有することとなる。従って、一つの訴訟手続きで全ての参加加盟国に有効な判決を得ることができ、迅速な訴訟遂行、コスト削減が期待できる。反面、特許取消訴訟が提起されて、全ての参加加盟国における単一効特許の効力を一気に失うリスクもある。

特筆すべきは、統一特許裁判所が、欧州単一効特許だけでなく、適用除外の通知 (オプト・アウト⁽¹⁶⁾) がされていない欧州特許⁽¹⁷⁾ に対しても専属管轄を有することになる点である。この場合、判決は欧州特許が効力を有する締約国において有効となる。

統一特許裁判所は、二審制であり、第一審裁判所と控訴裁判所からなる。第一審裁判所は、主に侵害訴訟を管轄する地方部・地域部からなり、主に特許取消訴訟を管轄する中央部⁽¹⁸⁾とからなる。第一審裁判所の決定に対して控訴された事件は、ルクセンブルクに設置される控訴裁判所⁽¹⁹⁾で審理されることになる。

2. 欧州単一特許制度の進行状況

新しい欧州単一特許制度は、2つのEU⁽²⁰⁾規則 (単一効特許規則⁽²¹⁾、単一効特許の翻訳言語規則⁽²²⁾)、統一特許裁判所協定⁽²³⁾及び草案中の裁判所規則のパッケージで成立することになる。欧州単一特許制度は、欧州特許制度と異なり、28か国のEU加盟国しか参加資格が与えられていない⁽²⁴⁾。2つのEU規則については、スペイン、クロアチア以外の26か国が参加を表明して既に2013年1月20日に発効している。統一特許裁判所協定に関しては、スペイン、クロアチア、ポーランド以外の25か国が署名⁽²⁵⁾して最終的に内容が確定したが、批准国⁽²⁶⁾が足りずにまだ発効できていない⁽²⁷⁾。その理由は、欧州単一特許制度の発効には、ドイツ、フランス、英国⁽²⁸⁾を含む少なくとも13か国が協定に批准する必要があるところ、2016年11月現在、協定に批准しているのは、11か国⁽²⁹⁾であり、しかも、上記の必須批准国3か国のうち、ドイツと英国は協定に批准していないためである⁽³⁰⁾。署名国、批准国の現状を図1に示す。



■ 署名国(25か国) ■ 批准国(11か国)

図 1: 統一特許裁判所協定の署名国と批准国 (2016 年 11 月現在)

英国の EU 離脱に関する国民投票実施前は、現実的な欧州単一特許制度の発効は 2017 年前半と見込まれていた。しかしながら、必須批准国でもある英国の EU 離脱の可能性が高まったことにより、欧州単一特許制度の発効時期は大幅に遅れるものと予想される。以下では、英国の国民投票の結果を受けて、欧州単一特許制度に今後どのような影響があるかを紹介する。

3. 英国の EU 離脱 (Brexit) の影響について

(1) Brexit にあたっての今後の手続き

2016 年 6 月 23 日、英国で EU 離脱に関する国民投票が行われ、離脱派が勝利した。しかしながら、英国がその時点からすぐに EU から離脱するわけではない。EU 加盟国の離脱手続きは、リスボン条約⁽³¹⁾第 50 条に定められている⁽³²⁾。同条第 2 項によれば、①英国の離脱手続きは、英国が離脱の意思を欧州理事会⁽³³⁾に通告することで始まる。②この通知を受けて、EU は英国との間で、英国と EU の将来的な関係の枠組みを考慮しつつ、離脱協定について交渉し、合意を得る。③この協定は、欧州議会⁽³⁴⁾の同意を得た後に、欧州理事会によって特別多数決によって締結される。④そして、同条第 3 項により、英国が脱退の意思を欧州理事会に通告した日から 2 年後⁽³⁵⁾に、EU 法⁽³⁶⁾が英国に適用されなくなる。つまり、離脱協定が発効すれば、英国への EU 法の適用はなくなるが、もし交渉が難航して離脱協定が合意できないまま延長なく 2 年間で終了しても、その場合も英国への EU 法の適用はなくなるのである。

2016 年 11 月現在は、英国はまだ欧州理事会に離脱

の意思を伝えていない状況である。すなわち、上記のうち、①にも進んでいない。それは、国民投票後、英国の意思決定を政府が議会承認なしにできるかどうかについて激しい議論がなされているためである。EU 離脱派のテリーザ・メイ首相は、議会承認は不要として政府主導で離脱の意思を欧州理事会に通告したいが、他方で EU 残留派は、議会承認が必要として議会で否決される可能性に少しでも望みをつなげたいのである。

この点に関して、2016 年 11 月 3 日、英国高等法院は、国民投票の結果は勧告的なものだと指摘した上で、英国政府が離脱の意思を欧州理事会に通告するためには、英国議会の承認が必要であると判示した。この判決に対して英国政府は上告して争う姿勢を見せているが、仮に最高裁⁽³⁷⁾において、英国議会の承認が必要だということになれば、英国が EU 離脱の意思を通告するのは、2017 年後半になると言われている。

(2) Brexit が欧州単一特許制度に与える影響について

上述の通り、欧州単一特許制度に加盟する資格があるのは、EU 加盟国の 28 か国に限られている。そして、英国は、特許統一裁判所協定発効のための必須批准国 3 か国の一つである。従って、英国が EU を離脱した場合には、英国は欧州単一特許制度に加盟できないばかりでなく、他の参加国だけでは欧州単一特許制度を発効させられないという問題があり、欧州単一特許制度の発効に大きな影響がある。

英国国民投票後の欧州における議論の状況から、今後の欧州単一特許制度がどのようなシナリオを描いていくのか、考えられるものを幾つか紹介する。なお、シナリオ 1 は英国抜きで欧州単一特許制度を成立させるもの、シナリオ 2~4 は英国を含めて成立させるものである。

ア シナリオ 1 (英国抜きの欧州単一特許制度の成立)

最初のシナリオは、英国抜きで欧州単一特許制度が成立する場合である。ただし、このシナリオはそう容易ではない。

上述の通り、英国は、欧州単一特許制度発効のため必須批准 3 か国である。統一特許裁判所協定の規定⁽³⁸⁾に基づき、ドイツ、フランス、英国が必須批准 3

か国として選ばれ、協定の署名によりこの内容が確定している。

英国が抜けた場合、イタリアが英国の地位を引き継ぐことになるが、その場合、いったん確定した協定の内容を変更するための手続きの開始と再合意が必要となってくる。ただ、その手続きは、単純に英国をイタリアに置き換えるという形式的な手続きには留まらない可能性が高い。すなわち、後述するように、欧州における英国の重要性から考えて、英国に判決の効力が及ばない欧州単一特許制度を設計すべきではないという強い批判があり⁽³⁹⁾、協定の再協議も紛糾することが必至だからである。

なお、もし仮に、この点をクリアして英国抜きで欧州単一特許制度が発効した場合には、ロンドンに予定されている統一特許裁判所の中央部は廃止されて、ミラノに移ることが予想されている⁽⁴⁰⁾。

イ シナリオ 2 (EU 離脱前の英国の批准と統一特許裁判所協定の協議の継続)

直近の 2015 年の EPO 発表の統計⁽⁴¹⁾では、欧州特許において国内移行される欧州特許件数が多い国は、ドイツ、フランス、イタリアについて、英国は 4 番目である。また、最近の第 1 審における特許訴訟件数の統計⁽⁴²⁾においても、英国は、ドイツ、フランス、イタリアについて 4 番目である。更に、英国においては特許訴訟の代理人費用が非常に高いことが知られている。これらの状況から考えると、英国が特許保護をすべき重要なマーケットであり、英国抜きで欧州単一特許制度を発効させ、英国については統一特許裁判所とは別の国内裁判手続きを常に強いることは問題が大きいということが分かる。そこで、英国が EU を離脱してもなお、欧州単一特許制度に留まる可能性について以下にシナリオ 2~4 を紹介する。

2 番目のシナリオは、英国政府と EPO の公式見解に基づくものである。英国政府によれば、国民投票後も英国は署名国としての現在の立場にとどまり、欧州単一特許制度に向けた会議に署名国として参加し続けることを表明し、国民投票の結果を受けた早急な変化はないことを明らかにしている⁽⁴³⁾。更に本原稿を書いている間にも、英国の知的財産権担当大臣が、統一特許裁判所協定への批准の準備に入っていることを発表した⁽⁴⁴⁾。また、欧州特許庁長官は、ベストシナリオとして、英国が直ちに統一特許裁判所協定に批准する

ことで、英国は最初から欧州単一特許制度の会議に参加し続けることができ、離脱に関する EU との交渉が始まった後や、EU 離脱をした後においてさえ、他の参加加盟国が、英国の引き続きの参加を認めることも可能であるとしている⁽⁴⁵⁾。

確かにこのシナリオは理論的には可能である。しかしながら、英国が現在の統一特許裁判所協定に批准することは政治的な意味で極めて考えにくい。なぜならば、統一特許裁判所協定には EU 法の優越⁽⁴⁶⁾を認める条項⁽⁴⁷⁾があるところ、英国が統一特許裁判所協定に批准することは、全体として EU 法の適用を受けること⁽⁴⁸⁾を意味し、それはすなわち EU から離脱するという英国国民投票の結果に反してしまうことになるからである。

ウ シナリオ 3 (非 EU 加盟国を参加加盟国とするための協議再開)

3 番目のシナリオは、統一特許裁判所協定の内容を再検討するために協議を再開し、EU 非加盟国であっても欧州単一特許制度の参加加盟国になれるように参加加盟国の資格を再定義することである。

上述の通り、現行の欧州特許制度と異なり、欧州単一特許制度の参加加盟国となる資格があるのは、EU 加盟国の 28 か国に限られていることから、英国が EU を離脱した場合には、今の欧州単一特許制度の合意内容では、英国には参加資格がなくなることになる。そこで、英国とその他の欧州単一特許制度の参加加盟国との間で、EU 非加盟国であっても欧州単一特許制度の参加加盟国になれることについて合意すべく協議を再開する道が考えられる。また、この場合は、英国は、統一特許裁判所協定の EU 法の優越に関する条項を特定の知的財産の領域に限定して受け入れることになるかもしれない。

しかしながら、このシナリオの問題点は、スイスやトルコなど、他の EU 非加盟国であって欧州特許条約加盟国⁽⁴⁹⁾が、EU 非加盟国となった英国と同様に、欧州単一特許制度への加盟を申請してくることが予想されることから、協議が欧州全体を巻き込んで難航する可能性があることである。

エ シナリオ 4 (英国による統一特許裁判所のみ参加)

4 番目のシナリオは、現在は不可分である欧州単一

特許制度の 2 つの柱 (単一効特許, 統一特許裁判所) を可分として, 英国が後者にのみ参加する道を開くことである。

上述の通り, 欧州特許は EU とは関係のない枠組みである。従って, もし英国が EU から離脱しても, 英国が引き続き欧州特許条約締約国に留まる限り, 英国においてヴァリデーショナル手続きされた欧州特許は, 英国において効力を持ち続けることになる。そうすると, もし, 英国が統一特許裁判所のみ参加加盟国になれば, 単一効特許は英国には効力が及ばないものの, 英国においてヴァリデーショナル手続きをした欧州特許は, オプト・アウトさえしなければ統一特許裁判所の専属管轄になるという状況を作り出すことができる。統一特許裁判所協定の EU 法の優越に関する条項についてはシナリオ 3 と同様である。

しかしながら, 今のところ, 欧州単一特許と統一特許裁判所は不可分であることから, このシナリオが実現されるためには, 欧州単一特許制度が根底から見直される必要がある。更に, シナリオ 3 と同様に, スイスやトルコなどの非 EU 加盟国であり欧州特許条約加盟国である国が, 英国と同様の権利主張をする可能性が非常に高い。

(3) Brexit が現行制度 (欧州特許, 共同体商標, 共同体意匠制度) に与える影響について

ア 欧州特許について

欧州特許条約は, EU とは独立した条約である。従って, 英国が EU を離脱したとしても, 欧州特許条約の締約国であり続ける限りは, 欧州特許の取得手続きや既に付与された欧州特許には何らの影響も与えない。

ちなみに, 英国抜きの欧州単一特許制度が発効した場合 (シナリオ 1) でも, 出願人は欧州出願の登録後に単一効特許を選択した上で, EU 非加盟国に対しては従来通り欧州特許としてヴァリデーショナル手続きができるため, 英国に関して欧州特許を取得することが可能である。その意味では, 英国で権利を取得する際に負担が特別増えるということもない。ただ, その欧州特許を英国内で行使しようとする場合には, 統一特許裁判所を利用することができないことから, 英国の国内裁判所を利用しなければならない。

イ 共同体商標制度, 共同体意匠制度について

英国の EU 離脱は, EU 加盟国のみで登録される欧

州商標制度や欧州意匠制度に重大な影響を与える可能性がある。なぜならば, これらの制度は一つの出願で EU 加盟国全体をカバーする権利を取得できるというものであるが, 制度の中に EU 加盟国の離脱とその効果について何ら規定がないからである。

可能性としては, 英国が EU を離脱した場合, 既存の欧州商標や欧州意匠は英国では権利行使できなくなり, 既存の欧州商標や欧州意匠は自動的に英国の国内商標及び国内意匠に切り替えられるか, あるいは再出願を余儀なくされるなどが考えられる⁽⁵⁰⁾。ただ, 現在のところ, 先行きは不透明である。

実務的には, もう少し時間が経ち状況が明らかになるまでは, 安全をみて英国商標・英国意匠を, 欧州商標・欧州意匠と並行して取得しておくことが賢明かもしれない。

4. 最後に

本稿では, 英国の EU 離脱が欧州単一特許制度に及ぼす影響と, 今後同制度が取る可能性の高いシナリオを 4 つ紹介した。ただ, いずれのシナリオも難しい問題点を含むものである。一つ言えることは, 当初予定されていた 2017 年の欧州単一特許制度の発効は極めて非現実的なものとなったということである。上述したように, ごく最近英国は統一特許裁判所協定に批准する準備をしていると発表した, それでも現実的な欧州単一特許制度の発効時期は, 遅くとも 3 年は遅れて 2020 年と見られている。もちろん, これは英国が正式に EU 離脱を通告する時期と, 英国と EU が欧州単一特許制度に関してどのようなシナリオを取るかにもよることになる。もし, 英国だけでなく, 他の非 EU 加盟国を巻き込んだ議論が発展すれば更に遅れることも十分に考えられる。

我々としては, 英国抜きの欧州単一特許制度には魅力が乏しいという点と, できるだけ現在の欧州特許制度に近い制度を構築すべきという観点から, たとえ発効時期を大幅に遅らせることになったとしても, 英国を含めた欧州単一特許制度を実現することが望ましいと考える。

注

(1) 欧州特許出願が登録された後, 指定期間内に, 指定する締約国に手数料の納付・翻訳文の提出等を各指定国特許庁にする手続きのこと。

- (2) 欧州特許条約締約国は、次の 38 か国である：アルバニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、スイス、キプロス、チェコ、ドイツ、デンマーク、エストニア、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、クロアチア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、ラトビア、モナコ、マケドニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スウェーデン、スロベニア、スロバキア、サンマリノ、トルコ (2016 年 11 月現在)。なお、参考のために、上記の内、欧州連合 (EU) 加盟国をゴシック体で示している。28 か国の EU 加盟国全てが欧州特許条約締結国である。
- (3) 欧州特許条約締約国ではないが、拡張国として欧州特許による保護を求めることができる国が 2 か国 (ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ)、同じく欧州特許条約締約国ではないが、欧州特許を認証することができる国が 2 か国 (モロッコ、モルドバ) ある。従って、厳密に言えば欧州特許は最大 42 か国で登録することが可能である (2016 年 11 月現在)。
- (4) このことから、欧州特許は、「権利の束 (bundle of rights)」と呼ばれている。
- (5) 欧州特許出願自体は、3 か国語ある公用語 (英語、フランス語、ドイツ語) のどれか一つで行えばよいが (ただし、クレームは他の二か国語に翻訳する必要がある)、ヴァリデーション手続きにおいて、後述するロンドン・アグリーメントの適用がなければ、クレーム及び明細書の全部を各国公用語に翻訳する必要がある。
- (6) 翻訳コストについては、2008 年に発効したロンドン・アグリーメントにより改善が図られたものの、十分ではない。例えば、加盟国であるフランス、ドイツ、英国では、EPO での手続きに加えて追加の翻訳文の提出を不要として翻訳の負担を軽減しているが、イタリア、スペイン、ポーランドなど、依然として未加盟の国も多く、翻訳コストの問題を完全に解消できているわけではない。
- (7) 特許権行使する場合には、各指定国の裁判所に個別に訴訟提起する必要が生じ、重複した訴訟コストがかかっていた。また、各国で訴訟結果が異なる場合も少なくなく、特許権としての安定性が問題視されていた。
- (8) 田名部拓也, 特技懇, No.275, pp.16 (2014)。
- (9) EU 全域をカバーする特許制度に向けた取り組みは、実は 40 年以上前から試みられてきている。EU 全域をカバーする商標と意匠については、既に共同体商標制度 (1996 年～)、共同体意匠制度 (2003 年～) が実現している。
- (10) 単一効特許規則 Art.5.1
- (11) 現行の欧州特許制度を利用するのは、当該制度が成功しており、また広く受け入れられてきたためである。
- (12) 単一効特許規則 Art.9.1(g)
- (13) ただし、訴訟において翻訳が必要となる場合はある。また、高品質機械翻訳 (Patent Translate) の精度が実用レベルに向上するまでの当面の移行期間中は、依然として翻訳の提出が必要である。
- (14) 統一特許裁判所協定 Art.32.1
- (15) 同上。
- (16) 欧州特許の特許権者、欧州特許出願の出願人は、移行期間中 (統一特許裁判所協定の発効後 7 年間。更に 7 年間延長される可能性もある。) に、統一特許裁判所の専属管轄の適用除外になることを通知することができる (統一特許裁判所協定 Art.83)。この手続きをオプト・アウトという。オプト・アウト後は、従来通り、国内裁判所に訴訟を提起することが可能となる。ただし、訴訟が、特許権者又は第三者によって統一特許裁判所に提訴された場合には、もはやオプト・アウトすることはできなくなる。また、特許権者がオプト・アウト通知をした場合であっても、国内裁判所に訴訟提起されていないことを条件として、再び統一特許裁判所の専属管轄の適用を受ける旨の通知 (オプト・イン) をする可能性がある。このオプト・アウト、オプト・インは、一度手続きをすれば変更の手続きをしない限りずっと有効である。
- (17) 特許前出願段階の欧州特許出願や、日本の存続期間延長登録制度に相当する補足保護証明書 (SPC) も含まれる。
- (18) 中央部は、パリ、ロンドン、ミュンヘンの 3 か所に設置され、技術分野によって担当が分けられる。ロンドンがバイオ・製薬・化学分野、ミュンヘンが機械分野、パリがそれ以外である。
- (19) ルクセンブルクには、欧州最高裁判所 (CJEU) も設置されているが、統一特許裁判所との関連性はない。
- (20) 欧州連合 (European Union)
- (21) 単一効特許規則, Regulation (EU) No 1257/2012 (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:361:0001:0008:en:PDF>) (参照日 2016 年 11 月 29 日)
- (22) 単一効特許の翻訳言語規則, Regulation (EU) No 1260/2012 (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:361:0089:0092:en:PDF>) (参照日 2016 年 11 月 29 日)
- (23) 統一特許裁判所協定, Agreement on a Unified Patent Court (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:175:0001:0040:EN:PDF>) (参照日 2016 年 11 月 29 日)
- (24) 欧州特許条約締約国が 38 か国あるにも関わらず、欧州単一特許制度が 28 か国の EU 加盟国で検討されているのは、欧州単一特許制度の試みが、欧州特許条約の試みよりも前から始まっており、そこでは EU 全域をカバーする特許制度として発案されたためだと考えられる。
- (25) 協定の「署名」とは、協定の内容が確定したときに、国の代表者が協定の内容を公式に確認した証拠として記名することをいう。協定の内容は署名によって確定し、以後、正式な手続による場合以外は内容を修正することはできない。
- (26) 協定の「批准」とは、署名をした協定の内容について国が最終確認を行い、協定に拘束されることについて同意を与えることをいう。
- (27) 2 つの EU 規則は既に発効しているが、統一特許裁判所協定の発効と同時に適用されることになる (統一単一効特許規則 Art.18.2)。従って、欧州単一特許制度は 4 つの規則・協定

のパッケージということになる。ポーランドは2つのEU規則には参加しているが、統一特許裁判所協定には参加していないという特殊な状況であるが、統一特許裁判所協定に参加しない以上、欧州単一特許制度の枠組みに入ることはできない。

(28) 統一特許裁判所協定第 89 条において、欧州特許の保有数の最も多い3国を含む13か国の批准が必要と定められている。統一特許裁判所協定が署名された2013年2月の時点では、フランス、ドイツ、英国が上位3か国であったため、これらの3か国の批准が必要だとして統一特許裁判所協定の内容が確定している。

(29) 統一特許裁判所批准国は、次の11か国である：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、フィンランド、フランス、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン (2016年11月現在)。

(30) 多くのEU加盟国が署名しているものの、批准している国はまだ数が少ない。これは、取りあえず参加に同意して将来的な参加加盟国の立場を得ておきながら、依然として欧州単一特許制度に懐疑的な立場から様子見をしている状況があるのではないかと考えられる。

(31) EU (欧州連合) は、欧州連合条約 (マーストリヒト条約) に基づいて設立され、その後改正を重ねてきた。リスボン条約はその直近の改正である。EU 離脱については、当初のマーストリヒト条約には規定がなく、リスボン条約で初めて規定された。

(32) リスボン条約第 50 条に基づかない離脱も可能だという意見もある。例えば、欧州との条約改正や英国法の廃止などである。ただし、現実的とは言い難い。

(33) 各国首脳 (国家元首または政府の長)、常任議長及びコミッション委員長から構成されるEUの最高意思決定機関。

(34) 直接選挙で選出されるEUの議会組織。欧州理事会と共同で立法的及び予算的機能を遂行する。

(35) 欧州理事会が英国と合意の上でこの期間の延長を全会一致 (全てのEU加盟国の同意) で決定することが可能。

(36) 欧州連合条約 (マーストリヒト条約) 及び欧州連合運営条約 (ローマ条約)。

(37) 上告審は、2016年の12月6、7日に行われる予定である。

(38) 統一特許裁判所協定 Art.89.1

(39) 英国抜きで欧州単一特許制度が発効されたとすれば、複雑な出願戦略を引き起こすことになり、引いては、欧州における特許制度をひとまとめにするどころか、バラバラにしてし

まいかねないとも批判されている。

(40) イタリア議会は、2016年10月16日に批准に向けた議案を承認した。ミラノがロンドン中央部の代わりに中央部になる方向性も議論されている。

(41) EPO Statistics (<https://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/statistics.html#granted>)

(42) Michael C Elmer, WHERE TO WIN: PATENT-FRIENDLY COURTS REVEALED, October, 2010 (<http://www.managingip.com/Article/2660946/Where-to-win-patent-friendly-courts-revealed.html>) (参照日2016年11月29日)

(43) 英国特許庁「IP and BREXIT: The facts」(2016年8月2日) (<https://www.gov.uk/government/news/ip-and-brexit-the-facts>) (参照日2016年11月29日)

(44) 英国特許庁「UK signals green light to Unified Patent Court Agreement」(2016年11月28日) (<https://www.gov.uk/government/news/uk-signals-green-light-to-unified-patent-court-agreement>) (参照日2016年11月29日)

(45) EPO「The future of the Unitary Patent package」(2016年7月11日) (<http://blog.epo.org/unitary-patent-2/future-unitary-patent-package/>) (参照日2016年11月29日)

(46) EU 法が国内において直接適用可能であること、すなわち、EU法の効力発生時から、国内法の不可欠な一部となることを意味する。

(47) 統一特許裁判所協定 Art.20 には、「統一特許裁判所は、EU法の優越を尊重し、全体としてEU法を適用しなければならない。」と規定されている。

(48) 英国がそのような内容に合意さえすれば、英国が非EU加盟国になった後でも、EU法の適用を受けるという状況はありうる。

(49) EU非加盟国であって欧州特許条約加盟国である国は、アルバニア、クロアチア、リヒテンシュタイン、マケドニア、モナコ、ノルウェー、サンマリノ、セルビア、スイス、トルコ、ボスニアヘルツェゴビナ、モンテネグロの12か国である (2016年11月現在)。

(50) 英国で再出願して権利を取得するという方法は、しかしながら、問題が多い。例えば、欧州共同体意匠は一度公開されていることから、何も処置をしない場合には登録要件を満たさない。また、欧州共同体商標も本来の権利者でない者が権利化を狙ってくることも考えられる。

(原稿受領 2016. 12. 1)